

ID: 0445

担当部署: 上下水道局 管理課

処分の概要	占用料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市漁業集落排水処理施設条例 第18条第2項		
例 規 番 号	平成17年条例第154号		
【根拠条文】 (占用) 第18条 排水処理施設の敷地又は排水施設に物件（以下「占用物件」という。）を設け、継続して排水処理施設の敷地又は排水施設を占有しようとする者は、占用許可申請書を提出して市長の許可を受けなければならない。ただし、占用物件の設置について、前条第1項の許可を受けたときは、その許可をもって占用の許可とみなす。 2 前項の占用の許可を受けた者は、占用料を納入しなければならない。ただし、次の各号に掲げる占用物件については、この限りでない。 (1) 排水処理施設に汚水を排除することを目的とする占用物件 (2) 国の行う事業で一般会計をもって経理するものに係る占用物件 (3) 国の行う事業で特別会計をもって経理するもののうち企業性格を有しない事業に係る占用物件 (4) 地方公共団体の行う事業で地方公営企業法（昭和27年法律292号）第2条第1項に規定する地方公営企業以外の事業に係る占用物件 3 前項の占用料の額の算定及びその徴収方法については、長門市道路占用料徴収条例（平成17年長門市条例第140条）の規定を準用する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	令和 2 年 12 月 25 日	最終変更年月日	年 月 日